

2007年10月19日

国土交通省近畿地方整備局 様  
淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会  
藪田秀雄

## 淀川水系河川整備計画原案の原文をなぜ直接訂正しないのか 質問および意見

国土交通省近畿地方整備局は、平成19年8月28日に「淀川水系河川整備計画原案」を発表し、8月29日第58回淀川水系流域委員会にこれを提示しました。原案を一目見て分かる誤記があり、その場で修正・訂正を求めたところでは、訂正されませんでした。

8月28日に「淀川水系河川整備計画原案 正誤表」が発表されました。75箇所以上の訂正がありビックリしたものです。内容も単純な間違いから根幹に関わるようなものまで様々です。あまりにも多い誤りについて、「このような多くの誤記が発生した原因を河川管理者としてどのように考えているのか」質問しましたが回答はありません。またその他の誤記について指摘し、「ご指摘のとおり修正します」と回答（第61回委員会審議資料1-2-2「淀川水系河川整備計画原案等に関する質問集」（一般の方からの質問・回答の「質問256と回答」）しながら、10月18日現在、訂正されていません（ホームページの正誤表）。遺憾なことです。

さて今回の質問は、淀川水系河川整備計画原案の原文をなぜ直接に訂正されないのかという質問です。じつは10月4日の第1回琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会を傍聴した時に訂正前の原案と正誤表が配布されていてビックリしました。一度出した文書は誤っていても訂正版を出さないというのが国土交通省のやり方なのではないでしょうか。75箇所以上訂正があれば資料を受けた方はこれを読みとるのに大変苦労します。10月18日現在のホームページでも訂正前の原案と不完全な正誤表が掲載されています。

訂正前の原案と不完全な訂正表の配布・発信は、原案を読んで理解するには非常に不便で、同時に読み間違いかねません。これは首長や地域住民に内容をわかってもらおうとする態度ではないのではないかと思います。なぜ原文そのものを直接訂正して訂正版を出されないのでしょうか、理由を説明してください。

原案訂正版は、①原文そのものを訂正する、②どこを訂正したのか知りたい人のための訂正表をつける、このように改善されることを求めます。

以上